

II 届出等の手続

1 新設の場合

(1) 手続の流れ

ア 新設の届出（法第5条関係）

| | |
|-----|---|
| 設置者 | ○大規模小売店舗を新設する場合は、法第5条第1項に定める事項を県に届出なければならない。 (原則として届出の日から8月を経過しなければ開店できない。) |
| 県 | ○届出の概要、届出年月日及び縦覧場所を公告し、届出書と添付書類（以下「届出書類」という。）を公告の日から4月間縦覧に供する。 ○公告した旨を出店地の属する市町村（以下「市町村」という。）に通知する。 【法8①】 |

イ 説明会の開催（法第7条関係）

| | |
|-----|---|
| 設置者 | ○届出の日から2月以内に市町村内において、届出書類の内容を周知するための説明会を開催しなければならない。 ○説明会を開催する日の1週間前までに、開催予定日時、場所等を新聞折り込み等により公告しなければならない。 なお、詳細は17ページの「4 説明会の開催」を参照 |
|-----|---|

ウ 住民等の意見書の提出（法第8条関係）

| | |
|-----|---|
| 住民等 | ○大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、届出の公告の日から4月以内に県に意見書を提出することができる。 |
| 県 | ○提出された意見書の概要を公告し、公告の日から1月間縦覧に供する。 |

エ 市町村の意見の聴取（法第8条関係）

| | |
|---|---|
| 県 | ○届出の公告の日から4月以内に、市町村から大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を聴取する。 ○聴取した意見の概要を公告し、公告の日から1月間縦覧に供する。 |
|---|---|

オ 県の意見（法第8条関係）

| | |
|---|---|
| 県 | ○住民等の意見や市町村の意見に配意し、「新潟県大規模小売店舗立地審議会」（以下「審議会」という。）の意見を聴き、指針を勘案しつつ、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見がある場合には、届出から8月以内に書面により意見を述べ、意見がない場合には、その旨を設置者に通知する。 |
|---|---|

| | |
|---|--|
| 県 | ○意見を述べた場合には、意見の概要を公告し、公告の日から1月間縦覧に供する。(意見がない場合には、その時点で手続は終了し、8月の開店制限の適用はなくなる。) |
|---|--|

カ 設置者による対応策の提示 (法第8条関係)

| | |
|-----|--|
| 設置者 | ○県が意見を述べた場合、当該意見を踏まえて県に対し届出を変更する旨の届出又は変更しない旨の通知を行う。 (届出又は通知が県の意見を適正に反映しており、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため十分な配慮を行っている内容であれば、その時点で手続は終了するが、当該届出又は通知の日から2月を経過しなければ開店できない。) |
| 県 | ○届出の概要、届出年月日及び縦覧場所を公告し、届出書類を公告の日から4月間縦覧に供する。 |

キ 勧告 (法第9条関係)

| | |
|---|--|
| 県 | ○前記「カ」の届出又は通知が、県の意見を適正に反映しておらず大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難であると認める場合には、県は市町村の意見及び審議会の意見を聴くとともに、指針を勧案しつつ、「カ」の届出又は通知がなされた日から2月以内に限り、設置者に必要な措置をとるべきことを勧告することができる。 ○勧告をした場合には、当該勧告を市町村に通知し、勧告の内容を公表する。 |
|---|--|

ク 設置者による変更の届出 (法第9条関係)

| | |
|-----|--|
| 設置者 | ○勧告を受けた場合は、当該勧告を踏まえて必要な変更の届出を行う。 |
| 県 | ○届出の概要、届出年月日及び縦覧場所を公告し、届出書類を公告の日から4月間縦覧に供する。 |

ケ 公表 (法第9条関係)

| | |
|---|--|
| 県 | ○設置者が、正当な理由なく勧告に従わなかった場合は、その旨を県報登載や報道機関等への資料提供により公表することができる。 |
|---|--|

(2) 届出事項等

ア 届出事項（法第5条第1項）

- ① 大規模小売店舗の名称及び所在地
- ② 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- ③ 大規模小売店舗の新設をする日
- ④ 大規模小売店舗内の店舗面積合計
- ⑤ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項（省令第3条第1項）
 - ・駐車場の位置及び収容台数
 - ・駐輪場の位置及び収容台数
 - ・荷さばき施設の位置及び面積
 - ・廃棄物等の保管施設の位置及び容量
- ⑥ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項（省令第3条第2項）
 - ・大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ・来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - ・駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - ・荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

イ 添付書類（法第5条第2項（省令第4条第1項））

- ① 法人にあってはその登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し
- ② 主として販売する物品の種類
- ③ 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面
- ④ 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠
- ⑤ 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項
- ⑥ 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法
- ⑦ 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯
- ⑧ 遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面
- ⑨ 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面
- ⑩ 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測結果及びその算出根拠
- ⑪ 夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠
- ⑫ 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠

2 変更の場合

(1) 手続の流れ

ア 変更の届出（法第6条関係）

| | |
|-----|---|
| 設置者 | ○法第5条第1項第1号又は第2号に定める事項の変更については、遅滞なく、法第6条第1項の規定により届け出なければならない。 ○法第5条第1項第3号から第6号までに定める事項の変更については、あらかじめ、法第6条第2項の規定により届け出なければならない。（第6号に定める事項以外は原則として届出の日から8月を経過しなければ変更できない。） |
| 県 | ○届出の概要、届出年月日及び縦覧場所を公告し、届出書と添付書類を公告の日から4月間縦覧に供する。 ○公告した旨を市町村に通知する。【法8①】 |

イ 説明会の開催（法第7条関係）

| | |
|-----|---------------------|
| 設置者 | 11ページの「イ 説明会の開催」を参照 |
|-----|---------------------|

ウ 住民等の意見書の提出（法第8条関係）

| | |
|-----|-------------------------|
| 住民等 | 11ページの「ウ 住民等の意見書の提出」を参照 |
|-----|-------------------------|

エ 市町村意見の聴取（法第8条関係）

| | |
|---|-----------------------|
| 県 | 11ページの「エ 市町村意見の聴取」を参照 |
|---|-----------------------|

オ 県の意見（法第8条関係）

| | |
|---|-------------------|
| 県 | 11ページの「オ 県の意見」を参照 |
|---|-------------------|

カ 設置者による対応策の提示（法第8条関係）

| | |
|-----|---------------------------|
| 設置者 | 12ページの「カ 設置者による対応策の提示」を参照 |
|-----|---------------------------|

キ 勧告（法第9条関係）

| | |
|---|-----------------|
| 県 | 12ページの「キ 勧告」を参照 |
|---|-----------------|

ク 設置者による変更の届出（法第9条関係）

| | |
|-----|--------------------------|
| 設置者 | 12ページの「ク 設置者による変更の届出」を参照 |
|-----|--------------------------|

ケ 公表（法第9条関係）

| | |
|---|-----------------|
| 県 | 12ページの「ケ 公表」を参照 |
|---|-----------------|

(2) 届出が不要な変更

省令第7条の規定による一時的な変更又は次に掲げる事項については届出は、不要である。

【法6②ただし書】

なお、一時的な変更とは、通常予測することが困難な状況変化に対応するため、又は、特別な地域行事等が行われる時期において対応を図るための仮の変更をいう。

○届出が不要な事項（省令第7条）

- 1 大規模小売店舗の新設をする日の繰下げを行うもの
- 2 都道府県が法第8条第4項の規定により意見を有しない旨を通知した場合における当該大規模小売店舗の新設をする日の繰上を行うもの
- 3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を減少させるもの
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を増加させるものであって、増加後の店舗面積の合計が、次のイ又はロに掲げる場合に応じ当該イ又はロに掲げる店舗の面積の合計（以下「基礎面積」という。）に千平方メートル又は基礎面積の1割に相当する面積のいずれか小さい面積を加えた面積を超えないもの
 - イ 法第5条第1項の規定による届出をしている場合であって、法第6条第2項の規定による届出をしていないとき 当該届出に係る店舗面積の合計
 - ロ 法第6条第2項の規定による届出をしている場合 当該届出に係る店舗面積の増加をした後の店舗面積の合計
- 5 駐車場又は駐輪場の収容台数を増加させるもの
- 6 荷さばき施設の面積を増加させるもの
- 7 廃棄物等の保管施設の容量を増加させるもの
- 8 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻の繰下げ又は閉店時刻の繰上を行うもの

(3) 軽微な変更

大規模小売店舗に附属する施設の位置の変更であって、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響が変更前と比して変化しないと県が認めたものについては、届出から8月の制限期間がなく、また、説明会の開催も必要ない。

軽微な変更として認める旨の要望を行うときは、法第6条第2項の規定による変更届出書の変更しようとする事項ごとに、軽微な変更として認められた場合の変更予定年月日を括弧書で記載するとともに、「軽微変更適用要望書」（要綱様式第1号）を添付すること。なお、県がこれに該当すると認めたときは、その旨を設置者に通知する。

【法6④ただし書、法7①括弧書、省令8、要綱8】

(4) 説明会を掲示で行うことで足りる変更

「軽微な変更」以外の変更のうち、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響がほとんどないと県が認めたものは、届出等の要旨を「大規模小売店舗変更計画概要書」（要綱様式第4号）に記載し、当該届出の縦覧期間中、当該大規模小売店舗の敷地内の見やすい場所に掲示することで、説明会の開催に代えることができる。なお、県がこれに該当すると認めたときは、その旨を設置者に通知する。【法7①、省令11②、要綱9】

3 既存店の変更の場合等

○既存店とは

- ① 「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律」(昭和48年法律第109号。以下「**大店法**」という。)の**手続を経て開店した店舗で、法施行日(平成12年6月1日)における店舗面積の合計が1,000㎡を超える店舗【法附則5①】**
- ② **大店法第5条第1項(営業の開始)又は第6条第2項(店舗面積の増加)の届出を法施行日より前に行い、平成13年1月31日までに、これらの届出に基づく営業の開始、店舗面積の増加をすることにより、店舗面積の合計が1,000㎡を超えることとなる店舗【法附則5②】**
- ③ **法施行日より前に開店した生協、農協等の店舗のうち店舗面積の合計が1,000㎡を超えることとなる店舗【法附則5①】**

(1) 変更届出が必要な場合

既存店が、法施行後はじめて次に掲げる事項の変更を行おうとする場合には、「既存店の変更届出」が必要である。ただし、上記②の店舗については、当該大店法の届出に基づく営業の開始又は店舗面積の増加の日以後、初めて次に掲げる事項の変更を行おうとする場合に、「既存店の変更届出」が必要となる。したがって、最初の変更がテナントの入替えや設置者の変更のみの場合等は、届出の必要はない。【法附則5①～③】

また、既存店の場合、法第6条第2項ただし書の省令第7条に掲げる「届出が不要な場合」に該当する変更であっても、「既存店の変更届出」が必要である。【法附則5④】

○変更事項(法第5条第1項第4号から第6号)

- ① 大規模小売店舗内の店舗面積の合計(注1)
- ② 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項(省令第3条第1項)
 - ・駐車場の位置及び収容台数
 - ・駐輪場の位置及び収容台数
 - ・荷さばき施設の位置及び面積
 - ・廃棄物等の保管施設の位置及び容量
- ③ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項(省令第3条第2項)
 - ・大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻(注2)
 - ・来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - ・駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - ・荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

注1 店舗面積は、法第2条第1項で「小売業を行うための店舗の用に供される床面積」と規定されており、上記①②の既存店は、基本的に大店法第3条で届け出られた店舗面積(いわゆる3条面積)が法施行時の店舗面積となる。(大店法では小売業者の店舗面積(いわゆる5条面積)に含まれなかった共用通路も、法では店舗面積に含まれる。)

一方、③の生協、農協等の店舗は、小売業(購買事業)を行っている部分の面積が法施行時の店舗面積となる。

注2 閉店時刻は、大店法第9条第1項(閉店時刻)及び第3項(閉店時刻の繰下げ)の届出がなされている店舗については、原則として当該届出に係る閉店時刻が法施行時の閉店時刻となる。

一方、大店法の手続を要しない時刻(午後8時以前)で閉店していた店舗や生協、農協など、これらの届出をしていない店舗については、原則として法施行前の1年間に実際に営業していた閉店時刻が法施行時の閉店時刻となる。

(2) 届出事項

「既存店の変更届出」においては、変更を行おうとする事項について届け出ることと併せて、法第5条第1項第1号、第2号及び第4号から第6号までに掲げる事項で、変更に係らない事項についても届け出なければならない。【法附則5①③】

これは、「既存店の変更届出」が行われることを契機に、当該「既存店」の概要を把握し、法第5条第1項の「新設の届出」により設置した大規模小売店舗と同等の扱いとするためである。【法附則5⑤】

また、添付書類については、当該届出の変更事項に関係する部分のみを提出すれば足りるとされている。【法附則5④、要綱4①】

(3) 手続の流れ

「既存店の変更届出」のうち、変更を行おうとする事項については、法第6条第2項の規定による届出とみなされ、県の意見等の調整対象となり、8月の制限期間の適用を受け、説明会の開催等の一連の手続を行わなければならない。

一方、変更に係らない事項については、調整の対象とならない。【法附則5④⑤】

(4) 「既存店の変更届出」における軽微な変更

一時的な変更、店舗に附属する施設の位置の変更又は大規模小売店舗内の店舗面積の合計を減少させる変更であって、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響が当該変更前に比して変化しないと県が認めたものについては、届出から8月の制限期間がなく、また、説明会の開催の必要もない。

軽微な変更に係る事務処理については、前記2の(3)のとおりである。

【法6④ただし書き、法7①括弧書、省令8、省令附則2、要綱8】

(5) 「既存店の変更届出」をした後に届出事項の変更等を行う場合

「既存店の変更届出」を行った店舗は、変更に係らない事項については法第5条第1項の規定による「新設の届出」とみなされ、「既存店」に該当しなくなる。このため、再度届出事項の変更等を行おうとするとき（行ったとき）には、変更等の内容に応じて「変更の届出」及び「承継の届出」等を行わなければならない。

【法附則5④⑤】

(6) その他

- ・ 基準面積（1,000㎡）以下の店舗が増床し、基準面積を超えることとなる場合は、「新設の届出」をしなければならない【法5①括弧書】
- ・ 既存店を廃止する場合（店舗面積が基準面積以下となる場合を含む。）は、「廃止の届出」をしなければならない。【法6⑤】

4 説明会の開催

(1) 説明会の開催が必要な場合

「新設の届出」、「施設の配置や運営方法等の変更の届出」（「軽微な変更」を除く。）及び「既存店の変更届出」に係る大規模小売店舗の設置者は、届出の日から2月以内に市町村内において、届出書及びその添付書類に記載した事項の内容を周知するための説明会を開催しなければならない。【法7①】

(2) 説明事項及び基本的な留意事項

説明会における説明事項は、届出書及びその添付書類に記載された事項であるが、説明に当たっては、生活環境への影響等に関する調査・予測の結果や背景事情等の事項や指針において配慮を求められている事項への対応状況を含め、地域住民等の理解が十分に得られるよう努める必要がある。【指針】

説明は、原則として設置者が行うことになるが、設置者から委任を受けた小売業者やコ

ンサルタント等が説明を行うことも可能。(ただし、説明会に関する法律上の責任は設置者にある。)

(3) 説明会の開催方法等

説明会の開催日時、場所及び公告の範囲に係る助言、開催回数の指定並びに説明会の開催を要しない軽微な変更、説明会を掲示に代える場合及び説明会を開催することができない場合の適否(以下「地元説明会等」という。)については、周辺の地域の生活環境に及ぼす影響の範囲などが大規模小売店舗の立地場所によって大きく異なるため地域の実情を最もよく承知している市町村とその都度協議した上で、県は、助言、指導等を行う。

【要綱8②、9①、10①②、11②】

ア 説明会の開催日時、場所

説明会の開催日時は、届出に係る大規模小売店舗が所在する市町村内の施設で行わなければならないが、説明会を開催する日時や場所を決めようとするときは、県や市町村に意見を聴くことができるとされており、適切な対応が求められる。

【法7①、7③、省令11①】

イ 開催回数

説明会の開催回数は、原則として一回と定められているが、当該大規模小売店舗の立地がその周辺の地域の生活環境に与える影響が大きいため相当数の者が説明会に参加することが必要と認められる場合には、3回を上限として県が指定する。【省令11①、要綱10②】

ウ 説明会開催計画書の提出

設置者は、説明会の開催の公告をしようとするときは、県及び市町村の助言等に留意し、あらかじめ開催の時期及び内容等を「地元説明会開催計画書」(要綱様式第7号)を作成し、県に提出しなければならない。【要綱10③】

エ 説明会開催日時等の公告

設置者は、説明会の開催予定日時や場所を開催予定日の1週間前までに公告しなければならない。【法7②】

公告の方法及び公告事項は次のとおり【省令12、要綱10①④⑤】

○ 説明会の公告方法等

| | |
|--------|--|
| ①公告の方法 | 次に掲げる方法のうちいずれかにより行わなければならない。 <ul style="list-style-type: none">・時事に関する事項を掲載する主要な日刊新聞紙に掲載・時事に関する事項を掲載する地元紙を含む主要な日刊新聞紙3紙以上への折り込み広告・説明会対象者に公告内容を直接配布・その他県が適切と認める方法 |
| ②公告の範囲 | 市町村と協議の上、県が助言を行う。 |
| ③公告事項 | 説明会の開催予定日時及び場所のほか次に掲げる事項 <ul style="list-style-type: none">・大規模小売店舗の新設又は変更に係る地元説明会であること・大規模小売店舗の名称及び所在地・当該大規模小売店舗の設置者及び小売業を行う者のうち主たる小売業者の氏名又は名称及び住所並びに小売業を行う者の数・新設又は変更を行う日（新設を行った日）・新設又は変更の概要・当該大規模小売店舗内の店舗面積の合計（概要に含む場合を除く。）・当該説明会に係る問い合わせ先 |

オ 地元説明会実施状況報告書の提出

設置者は、説明会の終了後、説明会の概要を速やかに「地元説明実施状況報告書」（要綱様式第8号）を作成し、県に提出しなければならない。【要綱10⑥】

カ 説明会の特例

① 軽微な変更【再掲】

「軽微な変更」であって、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響が変更前と比して変化しないと県が認めたものについては、説明会の開催を要しない。

【法6④ただし書、法7①括弧書、省令8、省令附則2、要綱8】

② 掲示による説明会【再掲】

「軽微な変更」以外の変更のうち、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響がほとんどないと県が認めたものは、届出等の要旨を「大規模小売店舗変更計画概要書」（要綱様式第4号）に記載し、当該届出の縦覧期間中、当該大規模小売店舗の敷地内の見やすい場所に掲示することで、説明会の開催に代えることができる。

なお、県がこれに該当すると認めたときは、その旨を設置者に通知する。

【法7①、省令11②、要綱9】